

## 財団法人神奈川県予防医学協会寄附行為

制定	昭和39年	3月25日
改正	昭和40年	10月25日
改正	昭和45年	9月28日
改正	昭和55年	4月18日
改正	昭和60年	6月1日
改正	平成11年	6月1日
改正	平成12年	7月24日

### 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人神奈川県予防医学協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を神奈川県横浜市中区日本大通58番地 日本大通ビルに置く。

(目 的)

第3条 この法人は、予防医学活動を主軸として公衆保健事業を推進し、神奈川県民の健康と福祉に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 公衆保健に関する知識の普及と昂揚
- (2) 公衆保健に関する必要な調査と研究
- (3) 各種集団及び個人に対する予防検診と医療
- (4) 衛生検査センター、診療施設、研究所の設置経営
- (5) 予防医学事業推進のため財団法人予防医学事業中央会神奈川県支部を兼ね、本部より委託された事業の実施
- (6) その他前条の目的を達するために必要な事業

## 第2章 資産及び会計

### (資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 設立当初寄附された財産目録記載の財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 補助金及び寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

### (資産の種別)

第6条 この法人の資産を分けて基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は次の各号をもって構成する。

- (1) 前条第1号に規定する財産のうち基本財産の部に記載する財産
- (2) 基本財産として指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

### (基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、かつ、神奈川県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

### (資産の管理)

第8条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決による。

2 資産のうち現金は、郵便官署又は確実な銀行に預け入れ、若しくは信託し、あるいは国公債、確実な有価証券に替えて保管しなければならない。

### (経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 10 条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、その年度開始の日の前日までに理事長の承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第 11 条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業概要報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 2 箇月以内に理事会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 12 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

### 第 3 章 役員及び職員

(役員の定数及び選任)

第 13 条 この法人に、次の役員を置く。

- ( 1 ) 理 事 長 1 人
- ( 2 ) 専務理事 1 人
- ( 3 ) 常務理事 4 人以内
- ( 4 ) 理 事 (理事長、専務理事及び常務理事を含む。) 20 人以上 25 人以内
- ( 5 ) 監 事 2 人

2 理事及び監事は、評議員会において選任する。

3 理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選により決定する。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第 14 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統裁する。

2 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

- 3 常務理事は、理事長を補佐し、理事長が定める業務区別により、この法人の常務を分掌する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第15条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(役員解任)

第16条 役員にして、この法人の名誉をき損し又は目的に反するような行為があったときは、評議員会において、評議員の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の決議を行う評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(会長及び副会長)

第17条 この法人に、会長1人副会長2人以内を置く。

- 2 会長及び副会長は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 会長及び副会長は、この法人の重要事項につき、理事長の諮問に応ずる。
- 4 会長及び副会長は、理事を兼ねることができる。

(顧問)

第18条 この法人に顧問若干人を置く。

- 2 顧問は理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 顧問は理事長が必要ありと認めるとき、その諮問に応ずる。

(評議員)

第19条 この法人に評議員15人以上25人以内を置く。

- 2 評議員は理事会において選任する。
- 3 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。
- 4 評議員は評議員会を組織し、理事長の諮問に応ずる。
- 5 第 15 条及び第 16 条の規定は、評議員の任期又は解任に準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と、第 16 条中「評議員会」とあるのは「理事会」と、「評議員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

( 専 門 委 員 )

第 20 条 この法人に、専門委員若干人を置く。

- 2 専門委員は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 専門委員は、専門事項について理事長の諮問に応ずる。

( 職 員 )

第 21 条 この法人の業務を処理するため、必要とする職員数およびその任免は理事長が定める。

## 第 4 章 会 議

( 会 議 の 種 別 )

第 22 条 会議は理事会及び評議員会とする。

( 会 議 の 招 集 及 び 議 長 )

第 23 条 会議は、理事長が必要と認めるとき、又は会議を構成する理事若しくは評議員の 3 分の 1 以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は速やかにその会議を招集しなければならない。

- 2 会議を招集するには、会議を構成する理事又は評議員に対し、会議の目的である事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の 7 日前までに文書をもって通知しなければならない。
- 3 理事会の議長は、理事長がこれに当たり、評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選任する。

( 会議の定足数 )

第 24 条 会議は、これを構成する理事又は評議員の半数以上の出席がなければ開会することができない。

2 会議の議事は、出席理事又は評議員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

( 会議における書面表決等 )

第 25 条 やむを得ない理由のため会議に出席できない理事又は評議員はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又はその会議を構成する理事若しくは評議員である代理人に委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

( 理事会の議決事項 )

第 26 条 理事会は、この寄附行為に規定するもののほか、次の事項を議決しなければならない。

- ( 1 ) 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利を放棄すること。
- ( 2 ) 理事長が特に必要と認めたこと。

( 評議員会の審議事項 )

第 27 条 評議員会は、次の事項につき理事長の諮問に応じ審議し、その結果を報告する。

- ( 1 ) 基本財産の処分
- ( 2 ) 寄附行為の変更と解散
- ( 3 ) 理事長が特に必要と認めたこと。

( 議事録 )

第 28 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ( 1 ) 開会の日時及び場所
- ( 2 ) 理事又は評議員の現在数

( 3 ) 会議に出席した理事又は評議員の氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）

( 4 ) 議決事項

( 5 ) 議事の経過、要領及び発言要旨

2 議事録には議長及び出席者のうち、あらかじめその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第5章 寄附行為の変更と解散

( 寄附行為の変更 )

第 29 条 この寄附行為は理事4分の3以上の同意を得、かつ、神奈川県知事の認可を得なければ変更することができない。

( 解散及び残余財産の処分 )

第 30 条 この法人は民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、かつ、神奈川県知事の承認を得なければ解散することができない。

2 前項に規定する解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経て、類似の目的をもつ他の公益法人に寄附するものとする。

## 第6章 雑 則

( 委 任 )

第 31 条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 附 則

この寄附行為は平成12年7月24日から施行する。